

短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第0475103362号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

事業者／社会福祉法人 自生会
事業所／特別養護老人ホーム自生苑サテライト
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

☆ ☆ 目 次 ☆ ☆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設利用の留意事項	6
7. 緊急時の対応方法	6
8. 個人情報取扱い	6
9. 事故発生時の対応	7
10. 苦情の受付について	7

＊別項料金表

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木581番地1
(3) 電話番号 022-394-5545
(4) 代表者名 理事長 菅野 紀夫
(5) 設立年月日 平成3年9月19日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成23年5月1日指定
宮城県指定第0475103362号
(2) 施設の目的 指定短期入所生活介護施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共有施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方が、ご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム自生苑サテライト
(4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木531番4
(5) 電話番号 022-397-9916
ファックス 022-394-1201
(6) 施設長(管理者) 大友 一則
(7) 当施設運営方針

- ① 施設は、短期入所サービス計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭において、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- ② 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立つて指定短期入所生活介護サービスの提供に努めます。
- ③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者と地域の保健・医療・福祉・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月日 平成23年5月1日
(9) 入所者定員 10名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備を用意しています。希望される居室をお申し出下さい。(但し、ご契約者様の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります)

(居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定するものとします)

居室・設備の種類	室数
個室 (1人部屋)	10室
共同生活室	1室
浴室	1室

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	実人員
苑長(管理者)	1名
生活相談員	1名
管理栄養士	1名(※)
医師	1名
看護職員	2名
介護職員	5名

※ 管理栄養士は、本体施設配置の管理栄養士が兼務している場合があります。

<主な職種の勤務体制> 行事等により下記と異なることもあります。

職種	勤務体制
医師	内科 菅原医師 毎週火曜日 14:00～15:00
介護職員	標準的時間における最低配置人員
	早朝 (早番) 6:00～15:00 1名
	日中 (平常) 9:00～18:00 2名
	(遅番) 10:30～19:30 1名
看護職員	夜間 (夜勤) 16:30～翌9:30 1名
	標準的な時間帯における最低配置人員
看護職員	9:00～18:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについては下記の内容があります。

- | |
|---|
| ・利用料金が介護保険から給付される場合
・利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割、8割、7割の何れか)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事 (食料費は別途)

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望により特別食を、共同生活室もしくは個室等にて提供いたします。

食事開始の目安

朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：17時～

- ②入浴：適切な方法で、入浴の援助を行います。
- ③清拭：入浴が出来ない場合は、適切な方法での清拭の提供を行います。
- ④排泄：排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。
- ⑤機能訓練：機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理：医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料(1日あたり)＞

サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額をお支払いください。

(サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ サービス利用料 (1日あたり) は、別項料金表の通りです。ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額

を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

※食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

※居住に要する費用（光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等)）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は材料代等の実費を参加人数に応じて按分していただきます。

② アルコール飲料、嗜好品その他(お酒、煙草等)

ご契約者がアルコール飲料、嗜好品、その他健康に影響を与える可能性のある飲食物等(お酒、煙草等)の摂取を希望される場合は、当施設にご相談いただいた上、別に定める指針に則って飲酒等を許可いたします。ご契約者の状態によっては、医師による意見書・診断書等を求める場合があります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりませんのでご負担の必要はありません。

⑤ 電化製品の使用

電化製品を持ち込まれる場合においては、1製品につき500円をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、ご利用月の末日で締めて翌月請求となります。請求書発行月の月末までに当施設指定金融機関へお振り込み下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

6. 施設利用の留意事項

- (1) 利用者は、施設の設備、備品等をその本来の用途に従って利用し、設備、備品等を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- (2) 利用者は施設の定めた日課を遵守し共同生活の秩序を守り相互の親睦を図ります。
- (3) 利用者は、外出、外泊をするときは事前にその都度行き先、帰宅日等を施設に届け出るものとします(送迎は家族)。
- (4) 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生に配慮します。
- (5) 利用者は、喧嘩、口論等他人に迷惑をかける行為はしてはなりません。
- (6) 利用者は、職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはなりません。
- (7) 利用者は、危険物を持ち込んではなりません。
- (8) 貴重品に類するものを持ち込んだ場合、紛失・破損等があっても当苑では責任を負いかねます。
- (9) 利用者は、施設の秩序、風紀を乱すこと、その他施設の運営に支障をきたす行為を行ってはなりません。
- (10) 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合、利用者とその家族等との協議により、利用方法等を決定します。

7. 緊急時の対応方法

短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに家族、主治医等に連絡する等の措置を講じます。この結果、退所に至る場合には希望により送迎を行います。ただし、施設の送迎体制が困難な場合(夜間等)には家族等とします。

8. 個人情報の取り扱い

事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た情報を、別紙「個人情報の取り扱いについて」の規定に従い適正に取り扱います。

9. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合、または病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡いたします。

また施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には施設と施設が契約する損害保険会社と協議の上、損害賠償を速やかに行います。

ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

10. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕	苦情解決責任者（施設長）	大友 一則
	事務長	岡崎 保弘
	生活相談員・介護支援専門員	赤井 佐和
	主任介護員	下田 将英
受付時間	毎週月曜日～金曜日	9：30～17：30

又、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員：

評議員	仲嶋 正雄	022-394-2271
七ヶ浜民生委員	佐藤 篤子	022-364-4862

(3) 行政機関その他苦情受付

青葉区役所障害高齢課介護保険係	青葉区上杉1丁目5-1	Tel225-7211
宮城総合支所保険福祉課福祉係	青葉区下愛子字観音堂5	Tel392-2111
仙台市健康福祉局保険高齢部	青葉区国分町3-7-1	Tel214-8318
介護事業支援課施設指導係		
宮城県国民健康保健団体連合会	青葉区上杉1丁目2-3	Tel222-7070
宮城県社会福祉協議会	青葉区本町3-7-4	Tel716-9674
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会		

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム自生苑サテライト

令和 年 月 日

説明者 職名

氏名

⑮

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

⑮

署名代行人

住所

氏名

⑮

別項 料金表

(令和6年8月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

<短期入所生活介護サービス利用料金>

ユニット型 (個室)

1日の利用料金 (1 割負担)					(1単位 10.33 円)
契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	844 単位	921 単位	1,007 単位	1,088 単位	1,167 単位
合計金額	8,718 円	9,518 円	10,402 円	11,238 円	12,050 円
介護保険から給付	7,847 円	8,567 円	9,362 円	10,115 円	10,845 円
サービス利用に係る自己負担額	871 円	951 円	1,040 円	1,123 円	1,205 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1 871 円	第1段階	880 円	300 円	2,051 円
	第2段階	880 円	600 円	2,351 円
	第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,241 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,541 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,382 円
要介護2 951 円	第1段階	880 円	300 円	2,131 円
	第2段階	880 円	600 円	2,431 円
	第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,321 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,621 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,462 円
要介護3 1,040 円	第1段階	880 円	300 円	2,220 円
	第2段階	880 円	600 円	2,520 円
	第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,410 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,710 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,551 円
要介護4 1,123 円	第1段階	880 円	300 円	2,303 円
	第2段階	880 円	600 円	2,603 円
	第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,493 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,793 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,634 円
要介護5 1,205 円	第1段階	880 円	300 円	2,385 円
	第2段階	880 円	600 円	2,685 円
	第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,575 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,875 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,716 円

別項 料金表

(令和6年8月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

<短期入所生活介護サービス利用料金>

ユニット型 (個室)

1日の利用料金 (2 割負担)					(1単位 10.33 円)
契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	844 単位	921 単位	1,007 単位	1,088 単位	1,167 単位
合計金額	8,718 円	9,518 円	10,402 円	11,238 円	12,050 円
介護保険から給付	6,975 円	7,615 円	8,322 円	8,991 円	9,640 円
サービス利用に係る自己負担額	1,743 円	1,903 円	2,080 円	2,247 円	2,410 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,254 円
要介護2	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,414 円
要介護3	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,591 円
要介護4	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,758 円
要介護5	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,921 円

別項 料金表

(令和6年8月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

<短期入所生活介護サービス利用料金>

ユニット型 (個室)

1日の利用料金 (3 割負担)					(1単位 10.33 円)
契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	844 単位	921 単位	1,007 単位	1,088 単位	1,167 単位
合計金額	8,718 円	9,518 円	10,402 円	11,238 円	12,050 円
介護保険から給付	6,103 円	6,663 円	7,282 円	7,867 円	8,435 円
サービス利用に係る自己負担額	2,615 円	2,855 円	3,120 円	3,371 円	3,615 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1 2,615 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,006 円	1,445 円	6,066 円
要介護2 2,855 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,006 円	1,445 円	6,306 円
要介護3 3,120 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,006 円	1,445 円	6,571 円
要介護4 3,371 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,006 円	1,445 円	6,822 円
要介護5 3,615 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,006 円	1,445 円	7,066 円

<介護予防短期入所生活介護サービス利用料金>

1日の利用料金 1 割負担)

(1単位 10.33 円)

契約者の要介護度とサービス利用単位		要支援 1		要支援 2	
基本報酬		529 単位		656 単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 単位/月			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記各単位の合計に		14 %を乗じて得られた単位数	
合計単位		624 単位		769 単位	
合計金額		6,445 円		7,940 円	
介護保険から給付		5,801 円		7,146 円	
サービス利用に係る自己負担額		644 円		794 円	
介護サービス自己負担額		利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要支援1	644 円	第1段階	880 円	300 円	1,824 円
		第2段階	880 円	600 円	2,124 円
		第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,014 円
		第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,314 円
		第4段階	2,066 円	1,445 円	4,155 円
要支援2	794 円	第1段階	880 円	300 円	1,974 円
		第2段階	880 円	600 円	2,274 円
		第3段階①	1,370 円	1,000 円	3,164 円
		第3段階②	1,370 円	1,300 円	3,464 円
		第4段階	2,066 円	1,445 円	4,305 円

1日の利用料金 2 割負担)

(1単位 10.33 円)

契約者の要介護度とサービス利用単位		要支援 1		要支援 2	
基本報酬		529 単位		656 単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 単位/月			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記各単位の合計に		14 %を乗じて得られた単位数	
合計単位		624 単位		769 単位	
合計金額		6,445 円		7,940 円	
介護保険から給付		5,156 円		6,352 円	
サービス利用に係る自己負担額		1,289 円		1,588 円	
介護サービス自己負担額		利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要支援1	1,289 円	第1段階	円	円	円
		第2段階	円	円	円
		第3段階①	円	円	円
		第3段階②	円	円	円
		第4段階	2,066 円	1,445 円	4,800 円
要支援2	1,588 円	第1段階	円	円	円
		第2段階	円	円	円
		第3段階①	円	円	円
		第3段階②	円	円	円
		第4段階	2,066 円	1,445 円	5,099 円

<介護予防短期入所生活介護サービス利用料金>

1日の利用料金 3割負担)			(1単位 10.33 円)	
契約者の要介護度とサービス利用単位		要支援 1	要支援 2	
基本報酬		529 単位	656 単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 単位/月		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数		
合計単位	624 単位	769 単位		
合計金額	6,445 円	7,940 円		
介護保険から給付	4,512 円	5,558 円		
サービス利用に係る自己負担額	1,933 円	2,382 円		
介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要支援1	1,933 円	第1段階	円	円
		第2段階	円	円
		第3段階①	円	円
		第3段階②	円	円
		第4段階	2,066 円	1,445 円
要支援2	2,382 円	第1段階	円	円
		第2段階	円	円
		第3段階①	円	円
		第3段階②	円	円
		第4段階	2,066 円	1,445 円

その他の加算について

加算	算定条件
送迎加算 (184単位/回)	利用者の心身の状態や、ご家族の状況に応じて、短期入所生活介護事業所とご自宅の間の送迎が必要な方に送迎サービスを提供した場合に算定します。
療養食加算 (6単位/食)	医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合に算定します。 (1日3回が限度)
口腔連携強化加算 (50単位/回)	施設職員が口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対して評価結果を情報提供した場合に1月に1回算定します。

介護保険給付対象外サービス

サービス利用項目	利用料金等の説明
外食等による特別な食事	実費自己負担
理容サービス	実費自己負担
レクリエーション	施設による行事以外を希望される方は実費自己負担
クラブ活動	施設によるクラブ活動以外を希望される方は実費自己負担
電化製品の持ち込み および 貸し出し	持ち込み料金500円／製品 貸し出しについては別途相談

＜利用料金のお支払い方法＞

料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、請求書が届きましたら月末までに以下の方法にてお支払いください。

指定口座への振込

セブン銀行 宮城町支店 普通預金 5002455

ジジョアエ エンチャ オホセ カズハリ

名義 自生苑 苑長 大友一則